

お客さま各位

一定金額未満の口座解約手続きにおける「届出印押印不要」の実施について

平素より金沢信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、預金残高が1万円未満の普通預金口座等において、一定の条件を満たす場合は、届出印押印不要により解約ができるよう手続きを簡略化させていただきます。また、これに伴い、預金規定の改定を行いますので、併せてお知らせいたします。

なお、改正後の規定は改正前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 一定金額未満の口座解約手続きにおける「届出印押印不要」について

取扱開始日	2021年9月1日（水）
対象となるお客さま	個人のお客さま、個人事業主のお客さま
対象となる口座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通預金口座（総合口座、決済用預金口座含む。）、貯蓄預金口座および納税準備預金口座</li> <li>・預金残高が1万円未満の口座</li> </ul>
お手続きに必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象口座の預金者ご本人の来店</li> <li>・通帳およびキャッシュカード（発行している場合）のご持参</li> <li>・運転免許証等の顔写真付き本人確認資料のご提示</li> </ul>
注意事項	<p>下記の場合は、届出印が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※預金残高が1万円以上の場合</li> <li>※通帳を紛失されている場合</li> <li>※ミニカードローン契約口座および借入の返済口座、総合口座で定期預金がある口座、投信・国債等の指定口座、出資の配当金受取口座、個人インターネットバンキングサービス等のサービス利用口座、後見支援預金、その他当金庫が定める所定の口座の場合</li> </ul>

2. 預金規定の改定

(1) 改定日

2021年9月1日（水）

(2) 改定する預金規定

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定、総合口座（無利息型総合口座を含む）取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定

(3) 主な改定事項

- ①預金の払戻しおよび口座解約時における手続きの明確化
- ②取引の制限等によりお客さまに損害が生じた場合の免責の明確化
- ③口座解約時における運転免許証などの本人確認資料を提示依頼することの明確化
- ④個人・個人事業主であるお客さまに限り、当金庫が認めたときに届出印押印不要による解約手続きができること。

(4) 普通預金（無利息型普通預金を含む）規定の新旧対照表は、下記のとおりです。

総合口座（無利息型総合口座を含む）取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定についても同様に改定いたします。

追加・変更箇所（下線部）

改正前	改正後
<p><b>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この預金口座は、第13条第<u>3</u>項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第<u>3</u>項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>3. (印鑑照合等)</b> 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><b>4. ～6. 省略</b></p> <p><b>7. (預金の払戻し)</b> (1)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 (新設)</p> <p><u>(2) (省略)</u> <u>(3) (省略)</u></p> <p><b>8. ～11. 省略</b></p> <p><b>12. (取引の制限等)</b> (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (新設)</p> <p><b>13. (解約等)</b> (1)この預金口座を解約する場合には、<u>通帳お</u></p>	<p><b>2. (反社会的勢力との取引拒絶)</b> この預金口座は、第13条第<u>5</u>項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第<u>5</u>項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>3. (印鑑照合等)</b> <u>この取引において</u>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p><b>4. ～6. 省略</b></p> <p><b>7. (預金の払戻し)</b> (1)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 <u>(2)前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の正当な権限者の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。</u></p> <p><u>(3) (省略)</u> <u>(4) (省略)</u></p> <p><b>8. ～11. 省略</b></p> <p><b>12. (取引の制限等)</b> (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) <u>(4)前各項に基づく取引の制限により預金者等に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p><b>13. (解約等)</b> (1)この預金口座を解約する場合には、<u>当金庫</u></p>

<p><u>よび届出の印章を持参のうえ、当店に申出て ください。</u></p>	<p><u>所定の払戻請求書に届出の印章により記名 押印し通帳とともに当店に提出してくださ い。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(2)前項の解約の手續きに加え、当該預金の解 約を受けることについて正当な権限を有す ることを確認するため、権限者本人の本人確 認書類の提示等の手續きを求めることがあ ります。この場合、当金庫が必要と認めると きは、この確認ができるまでは解約を行いま せん。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(3)第1項における記名押印は、個人である預 金者本人による手續きの場合に限り、当金庫 が認めたときは、届出の印章の押印を受けず 本人の署名をもってこれに替えることがで きます。</u></p>
<p><u>(2) (省略)</u></p>	<p><u>(4) (省略)</u></p>
<p><u>(3) (省略)</u></p>	<p><u>(5) (省略)</u></p>
<p><u>(4) (省略)</u></p>	<p><u>(6) (省略)</u></p>
<p><u>(5)前2項および3項により、この預金口座が 解約され残高がある場合、またはこの預金取 引が停止されその解除を求める場合には、通 帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申 出てください。この場合、当金庫は相当の期 間をおき、必要な書類等の提出または保証人 を求めることがあります。</u></p>	<p><u>(7)前4項および5項により、この預金口座が 解約され残高がある場合、またはこの預金取 引が停止されその解除を求める場合には、通 帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申 出てください。この場合、当金庫は相当の期 間をおき、必要な書類等の提出または保証人 を求めることがあります。</u></p>

※改定後の「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」「総合口座（無利息型総合口座を含む）  
取引規定」「貯蓄預金規定」「納税準備預金規定」は、金沢信用金庫ホームページをごらんくだ  
さい。

以上